



## 第4回体育・スポーツ担当大臣等国際会議

### MINEPS IV

アテネ（ギリシア）、2004年12月6日～8日

### アテネ宣言

#### － スポーツマン精神に則った健全な社会を築く －

我々、第4回体育・スポーツ担当大臣等国際会議（MINEPS IV）に参加した閣僚は、古くから文明、文化、スポーツが育まれ、オリンピック競技大会発祥の地であり、歴史上最も長期にわたり見られる和平合意であるオリンピック休戦の発祥地で、なおかつ直近にオリンピックとパラリンピックが開催された当地アテネにおいて2004年12月6日から8日までの日程で参集し、

スポーツが社会に及ぼす影響がこれまでに増して強くなっている一方で、その価値観に対する若者の敬意が失われる傾向にあるため、スポーツを公明正大なものにすると同時に本来の理想に近づけていくという取り組みを世間一般に理解してもらう方向で、早急に施策を講じていかなければならない点に留意し、

スポーツと体育によってもたらされる倫理的価値観と万国共通の価値観を分かち合うことを通じて、スポーツと体育が国内の結束に寄与し、先入観を克服し、なおかつ世論にプラスの影響を行使することにより、社会において重要な役割を果たしているという信念を再確認し、

国家間の親善と国際的協力を推進するという面において国際スポーツ会合の貢献が重要であることを強調し、

体育とスポーツを振興することは、保健、衛生、HIV/AIDSの予防、各人の福利全般、特に青少年の福利全般などを改善する最も効果的な手段であることを想起し、又、身体を動かすという行為は、不平等と闘う上で不可欠な手段であることはもとより、その程度の如何にかかわらず現代社会に影響を及ぼす薬物乱用などの社会問題と闘う上でも欠くことのできない手段であり、

加えて、体育・スポーツ国際憲章、オリンピック憲章、世界アンチ・ドーピング規程、欧州評議会アンチ・ドーピング条約、プンタデルエステ宣言（MINEPS III）、女性とスポーツに関するアテネ宣言（2001年）、体育・スポーツ担当大臣等円卓会議（UNESCO、2003年1月）のコミュニ

ケ、その他スポーツ関連の国際会議の提言が採択されてきたこと、又、体育・スポーツ関係者から熱い歓迎を受ける形で2003年11月3日の国連総会において決議第58/5号が採択されたことは、体育とスポーツを普及させ、誰もが参加できるようにするとともに、考えられる手段を全て講じて上記諸文書に記載された原則の推進を図ることを国際社会が要望していることの証左である点を**想起**し、このような姿勢の背景には、教育体系、余暇時間の活用、社会の一体化の面で体育・スポーツが適切な役割を果たせるようにする取り組みを推進・強化していきたいという国際社会の希望が反映されている。

競技者や支援要員によるドーピング、暴力行為、抵抗態度の表明を**強く非難**するとともに、オリンピックの理想とスポーツの教育的意義を害するような現象に対して確固とした態度で取り組む姿勢を**再確認**し、

**我々閣僚は、自国政府内において下記の措置を早急に講じていく決意である。**

- UNESCO 憲章の諸規定、体育・スポーツ国際憲章、オリンピックの理念に即した形で体育とスポーツの振興を図るため、一貫性のある政策と具体的な施策を講じる。
- 人としての在り方、倫理的価値、相互理解及び諸国民の団結を促進・推進する要因として、スポーツに対してこれまでよりも重要な役割を与える努力を強化する。
- スポーツを通じて平和を実現するという理念と、普遍的人権の尊重という面でスポーツが寄与するという考え方を育成する施策を推進する。
- 開発途上国と連携するという精神を尊重し、地元レベル、地域レベル、国際レベルにおいて積極的参加を図る施策を推進することにより、体育・スポーツの効果的な推進に向けて措置を講じ資源を投入する。
- 運動・スポーツを振興し女子・女性に対して参加の場を拡充するとともに、「女性とスポーツ」プログラムの推進を目的とした多国間協力を展開し、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する国連条約」に反映された形で社会において民主主義を深く根付かせる。
- 国際憲章という手段を用いて、全ての人のためのスポーツの要素として、又世界における豊富で多様な文化遺産の表現方法として、伝統的競技・種目の推進・振興を図る。
- 運動関係者、スポーツ界関係者、その他保健、環境、文化、伝統芸能、教育など各部門の関係者相互間の協力・協調関係を増進して、共同活動を促進するとともに、法令の策定面で影響力を行使する。

各国政府、政府間団体、非政府系団体、国内団体、地域団体、国際団体全てに対して、以下の施策を講じるよう**勧告**する。

- 体育・スポーツの教育活動の強化を推進する措置を早急に講じて、各国における男女の健全な育成にプラス方向の影響を及ぼせるようにする。
- 世界各国で体育・スポーツの普及を図る上で必要となる条件を整備する。このような普及推進活動は、教育を受ける権利の実現に寄与するものであり、まず学校を手始めにしなければならない。従って、体育・スポーツに関しては、授業時間とカリキュラムの面で十分な割合を確保するとともに、適切な資格を有する職員を投入できる態勢を整備しなければならない。
- 全ての人のためのスポーツの振興を推進する。このことは、政府機関と民間スポーツ団体の双方において重要な施策としなければならない。
- 各自の職務・職責の枠内において、スポーツにおけるドーピング対策活動と効果的なアンチ・ドーピング・コントロール体制の確立に向けて積極的に参加する。
- プログラムの資金調達問題を解決して、一貫性とバランスを確保しつつ、各種の運動・スポーツが発達するよう推進する。
- あらゆる段階におけるスポーツ団体の役職面に関して女性の地位向上を図るべく、国内レベル・国際レベルで取り組みを実施する。
- 体育・スポーツについては、健康面の必要不可欠な要素として位置付ける。
- 個別具体的なプロジェクトを通じて実際の経験や模範的施策に関する意見交換を推進するとともに、先進国及び開発途上国のスポーツ団体相互間における協力を強化して、現在見られる格差及び不平等を低減させる。
- 国内レベルにおいて、教育担当政府機関とスポーツ担当政府機関との間における協力関係を推進する。特に、教員の研修及び教育カリキュラムの策定面で、双方の協力関係を推進する。

UNESCO に対しては、以下の措置を実施するよう要請する。

- 加盟国が支持していることを勘案した上で、2006 年の冬季オリンピック開催前の 2005 年の年内までに、アンチ・ドーピングに関する国際条約の策定・採択を目指す活動を引き続き実施して、その内容が有効に機能するようにする。
- 体育・スポーツの全面的発展を支援して、体育・スポーツが教育体系にて重要な要素として位置付けられるようにするとともに、教育改革にも尽力して、教育カリキュラムにおける体育・スポーツの比重が増すようにする。
- 体育・スポーツの推進・振興に関連する教育問題について、教育の質的向上策の一環として地域的会議や国際会議の議題に盛り込む。

- 国際的スポーツ団体との協力を強化する。このような形で協力関係が強化されれば、あらゆる階層・年齢層における体育・スポーツの振興に取り組んでいる公的機関の問題意識と民間団体の問題意識が相互に近いものになっていることが国際レベルで明らかにされることになる。
- その職権を有効に活用して、伝統的競技・種目の推進・強化を図る。
- UNESCO のプログラムについては、全て MINEPS IV の結論・提言を反映させるとともに、加盟国の要望に合致する形でプログラムが実施されるように配慮する。

スポーツ・体育国際年は、体育の推進・振興を図るという面において、又社会においてスポーツを普及させるという面において新しい弾みをつける絶好の機会を提供することにより、世界の平和に寄与するという意味合いがあるため、国際連合、UNESCO、欧州評議会、国際的な民間スポーツ団体など、スポーツ・体育国際年の一環として我々の共同実施活動に関係している団体全てに対して、積極的に協力するよう要請する。

アテネにて採択

2004年12月8日

(文部科学省仮訳)